

平成31年 第3回教育委員会 会議録

日 時	平成31年2月28（木） 午前9時～午前9時50分
場 所	向日市役所 大会議室
出席委員	永野教育長、白幡委員、松本委員、流石委員、中野委員
事 務 局	教育部長、副部長兼文化財調査事務所長、副部長兼文化資料館長、副部長兼学校教育課長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、学校教育課担当課長、学校教育課主幹、中央公民館長、教育総務課主任
議 題	議案第2号「平成31年度 向日市の教育について」 議案第3号「人事に関することについて」
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第2回会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、議案第2号「平成31年度 向日市の教育について」を上程する。
事務局	— 平成31年度 向日市の教育について — 本案は、教育長に対する事務委任規則第2条第1号の規定により、教育委員会に議決を求めるものである。 前回の教育委員会で、改訂案について報告を行い、いただいた意見等を踏まえ作成した。 【学校教育指導の重点分】 まず、表紙について、向日市の教育の状況がわかるよう平成31年度の取り組みの中から学校教育と社会教育のバランスや小中学校のバランスを考慮し、写真を選定し掲載した。前回からは「ふわふわ！朝堂in」の写真を変更している。 次に、3ページについて、特に配慮すべき事項 「1 学習指導の充実（1）及び2 特別支援教育の充実（2）」において、新学習指導要領等に対応した文言を挿入した。 4ページについて、「5 校種間連携の強化（2）」において、本市は認定こども園に移行する私立保育所があることから、幼稚園・保育所の後に「等」を挿入した。「3 生徒指導の充実（3）」において、文章中の自己有用感に続く文言を、「育む」に修正した。

	5 ページについて、「1 体力・運動能力の向上」において、冊子等を指す表記を二重括弧で整理した。また、食育について、特に配慮すべき事項において、「小中学校 9 年間を見通した食育の推進」に変更した。 【社会教育指導の重点分】 8 ページについて、図書館の説明の欄に、「レファレンス機能の充実と読書推進のための各種事業の充実」の文言を追加した。 10 ページ 向日市教育委員会組織図について、学校教育課の下「向日市学校給食センター」を追加した。 また、上段右側の図書館、文化資料館及び天文館のレイアウトを整理し、開館時間及び休館日等について文言を修正した。 下段の教育相談の掲載欄について、語尾等文言の修正を行った。 裏表紙について、各史跡における国指定史跡等の文言を明示し、説明文の文言修正等を行った。写真も最新のものに変更した。 【質疑等】
委員	10 ページ教育相談の問い合わせについて、「連絡ください」ではなく「連絡してください」のほうが良いのではないかと。
事務局	修正する。
委員	4 ページの「3 生徒指導の充実（3）」において、文章中の自己有用感に続く文言を、「育む」に修正されたが、他のページでは、「はぐくむ」がひらがなで表記されている。統一するべきではないかと。
事務局	国立教育政策研究所において、「育む」を漢字で表記していたので使用したが、他のページとの整合性を図り、ひらがなで統一する。
委員	10 ページ上段右側の図書館等において、このレイアウトの方が重要な事項が的確に書かれており、わかりやすいので良いと思う。
委員	同じく 10 ページについて、適応指導教室の曜日が他と異なるので統一するべきである。 また、5 ページ「3 食育の推進 特に配慮すべき事項」において、「9」のフォントが違和感を覚える。
事務局	修正する。

教育長	10ページ下段「通級指導教室」について、設置個所は記載学校だけであるか。
事務局	西ノ岡中学校が新たに設置されているので追記する。
委員	2ページ上段文章中、『京都府教育委員会「学校教育の重点」及び本市教育委員会の「指導の重点」』とあるが、京都府教育委員会の後にも「の」を挿入する方が良いと思う。 また、3ページ「2 特別支援教育の充実 特に配慮すべき事項（2）二点目」について、「関係機関等と支援に関する」ではなく、「関係機関との支援に関する」の方が良いと思う。
事務局	修正する。
委員	3ページ 特に配慮すべき事項（4）のレイアウトがずれている。
事務局	レイアウト及びフォントを修正する。
委員	3ページ「授業のユニバーサルデザイン化」の説明の中で、「児童生徒」、「児童等」と表記が異なるので、同じ表記の方が良いと思う。
事務局	「児童生徒」の表記で統一する。
教育長	10ページ 問い合わせについて、保育所・幼稚園とあるが、4ページについて、「5 校種間連携の強化（2）」を幼稚園・保育所等へ修正すると説明があったが、順番等を統一するべきではないか。
事務局	文部科学省のホームページ等では、連携に関しては、保育所、幼稚園、小学校という順番になっているため、「保育所・幼稚園等」へ修正する。
教育長	議案第2号「平成30年度 向日市の教育について」の採決を行う。 （全員挙手）
教育長	全員挙手により、議案第2号は承認された。 次に、議案第3号「人事に関することについて」を上程する。 この議案は人事に関することから、教育委員会会議規則第14条に基づき、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。 （全員挙手）

教育長	全員挙手により秘密会とする。 (以下秘密会)
教育長	議案第 3 号「人事に関するについて」 (全員挙手)
教育長	議案第 3 号は承認された。 (以上秘密会)
教育長	閉会宣言

平成31年第3回教育委員会

平成31年2月28日(木)

午前9時から

向日市役所 大会議室

1 開 会

2 会議録の承認について

3 議 案

議案第2号 平成31年度 向日市の教育について

議案第3号 人事案件について

4 閉 会

向日市教育委員会議案第2号

平成31年度向日市の教育について

平成31年度向日市の教育について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第1号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成31年2月28日提出

向日市教育委員会

教育長 永野 憲男

平成 3 1 年度
向日市の教育（指導の重点）

新旧対照表

向日市教育委員会

平成 3 1 年度 「向日市の教育」 （案）

平成 30 年度		平成 31 年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
【表紙】 平成 30 年度 （市章） 向日市の教育 新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進 （写真） ① 小学校 外国語活動（6 向小） ② 小学校 クラブ活動（5 向小） ③ 中学校 保健体育（勝山中） ④ 中学校 英語スピーチ大会（全中） ⑤ 小中 教職員研修会 ⑥ 図書館 おはなし会 ⑦ 天文館 出前授業 ⑧ 公民館 市民文化展 ⑨ 学校支援 しめ縄づくり 向日市教育委員会 平成 30 年度 指導の重点 ※写真 9 枚について 1 「向日市の教育」の表紙写真については、①、②を踏まえ選定 ① 本市に関連して実施した取組から選定（計 9 枚） ② 学校教育と社会教育とのバランスを考慮（学校教育 5 枚、社会教育 4 枚） ＜学校教育＞ ・校種（小、中）や対象（児童、生徒、教職員）のバランスを考慮 （小学校 2 枚、中学校 2 枚、小中連携職員研修 1 枚） ＜社会教育＞ ・図書館、資料館、文化財事務所、天文館等の事業内容のバランスを考慮（4 枚） 2 実施内容が分かるように写真の下に説明を表記		平成 30 年度 31 ① 小学校 外国語活動（4 向小） ② 小学校 プログラミング授業（向陽小） ③ 中学校 給食（寺戸中） ④ 中学校 職場体験（全中） ⑤ 小中 教職員研修会 ⑥ 文化財 ふわふわ朝堂 in ⑥ 資料館 かぶと作り ⑦ 公民館 日本電産見学 ⑧ 学校支援 昔あそび 平成 30 年度 31		時点修正 向日市の教育に係る子ども達等の姿を掲載 時点修正

平成 30 年度		平成 31 年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進 今日、本格的な少子・高齢化時代を迎え、地域活力の低下が危惧されている。また、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化、競争の社会の中で、21 世紀の教育は大きな転換期にあり、さまざまな教育改革が進められている。 本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、時代の進展に対応した取組を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動が続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。 向日市の教育は、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。 一人一人の自立 主体的に学び、考え、行動する力を培う 一人一人が、自分は家庭や地域社会を支える一員であるという自覚を持って、主体的に学び、考え、行動できる力を培う。 共生する地域 日頃から顔の見える人間関係を育てる 家庭や地域社会の一員として人とかかわり方を学び、他者を理解し、互いに認め合い、共に生きるという意識を高める。 人権が尊重される社会 人権という文化を生活の中に根付かせる 一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。 向日市の特色を生かした教育活動 ●あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション（コミュニケーション能力の育成） ●本が好きな子どもをはぐくむ読書活動（読書活動の充実） ●ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習（地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実） ●身近な環境から主体的に考える環境教育（環境教育の推進） ●学校、家庭、地域社会がともに進める食育（食育の推進）				

学校教育 指導の重点

本市は、「ふるさと向日市創生計画」や「京都府の教育振興プラン」を踏まえ、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図る。

各小中学校は、京都府教育委員会「学校教育の重点」及び本市教育委員会の「指導の重点」を踏まえ、校長主導の学校体制の下、教育目標と学校経営方針を明確にして、学習指導要領の趣旨を踏まえて特色ある教育課程を編成する。また、保護者や地域住民の学校運営への参加を促進するなど地域の力を活用し、家庭・地域社会と一体となって信頼される特色ある学校づくりを推進する。

確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とし、個性を伸長し、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、21世紀の文化の担い手として、社会と地域の発展に貢献できる人間の育成を図る教育を推進する。

生きる力

確かな学力

基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

豊かな人間性

自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など

健康や体力

たくましく生きるための健康や体力

子どもの意欲を引き出し高めるには、子どもが周囲から温かくも厳しい愛情や信頼などに「包み込まれているという感覚」が大切であり、すべての子どもがこうした感覚を実感できるように、あらゆる教育活動を推進する。

平成 30 年度		平成 31 年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
■学力の向上と個性を伸ばす教育の推進 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した「質の高い学力」を育成するため、指導方法・指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導の充実に努める。 1 学習指導の充実 (1) 新学習指導要領移行措置の確実な実施 (2) 本市教育委員会指定研究校制度等を活用した、特色ある研究の推進と積極的な研究成果の普及 (3) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実 (4) 「子どものための京都式少人数教育」を踏まえ、個に応じた指導の充実による基礎学力の定着 (5) 基礎的・基本的な知識や技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成 (6) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立 (7) 総合的な学習の時間等における「ふるさと学習」の充実 (8) 学校図書館機能の充実と読書活動の充実 (9) グローバル化に対応できる人材の育成 (10) 市主催の事業や大会、各種の作品展などを学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進 2 特別支援教育の充実 (1) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内推進体制の充実 (2) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の作成・活用	(4) ・「中 1 振り返り集中学習」「中 2 学力アップ集中講座」「ジュニアわくわくスタディ」の活用 ・音読や古典に関する学習活動を重視 ・地域人材やボランティア等を活用した補充学習の充実 (7) ・『大発見向日市』『文化遺産DVD』の活用 ・地域人材の活用 ・市内各施設・史跡等の活用 (8) ・学校図書館支援員の活用 ・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携 (9) ・ALT（外国語指導助手）の積極的な活用 ・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進 (1) ・授業のユニバーサルデザイン化 ・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用 (2) ・コーディネーター連絡会議の充実		(1) ・「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくりの推進 (2) ・関係機関等と支援に関する必要な情報の共有等	新学習指導要領への対応として柱となる事柄を追加 ○具体的な文言追加

(3) 特別支援教育について、家庭・地域社会への啓発 3 キャリア教育の充実 (1) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進 (2) 主体的な進路選択と希望進路の実現のための進路指導の充実 4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実 (1) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成 (2) I C T機器を効果的に活用した分かりやすい授業と情報活用能力の育成 (3) 持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実 5 校種間連携の強化 (1) 小中や小小の連携強化による学習指導・生徒指導等の充実 (2) 幼稚園・保育所と小学校の連携 (3) 各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携による進路指導の充実	※授業のユニバーサルデザイン化…特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童等が「わかる・できる」授業づくり (1)・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実 (1)・新聞等の効果的な活用 (2)・デジタル教科書の効果的な活用・情報モラル教育の充実 (3)・地域や関係機関との連携 (2)・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実			
平成 30 年度		平成 31 年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
■ 豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進 学習指導要領に規定された公共の精神、伝統や文化の尊重などを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動を充実させるとともに、家庭、地域社会と一体となって、人間として、また社会の一員として主体的に生きるための基本となる資質や能力である豊かな人間性や社会性の育成を図る。				

1 道徳教育の充実 (1) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実 (2) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実 (3) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実 (4) 家庭、地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり 2 人権教育の推進 (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進 (2) 同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実 (3) 公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発 3 生徒指導の充実 (1) 生徒指導や教育相談のコーディネーターの役割の明確化と組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実 (2) 児童生徒の規範意識の醸成 (3) 異年齢交流活動など「自己有用感」を育む取組の充実 4 芸術・文化活動の充実 (1) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実 (2) 芸術・文化活動を全教育活動に関連付けて適切に実施	(1)・道徳の教科化を踏まえた道徳教育の推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善 (2)・『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用 ・小中学校道徳実践交流会の充実 (4)・あいさつ運動の推進 (2)・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導 ・京都府人権関係資料等の積極的な活用 (2)・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施 (1)(2) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実 ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用		(2)・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現を目指した法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実	○法律等の整備に関わった文言追加
--	--	--	---	-----------------------------

平成 30 年度		平成 31 年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
■ 健やかな身体の育成と体力の向上 明るく生きがいのある生活を営むために、生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てるとともに、現代的な健康課題への理解を深め、健やかな身体の育成を図る。 1 体力・運動能力の向上 (1) 「向日市スポーツ振興基本計画」を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて、体力づくりの取組の充実 (2) 中学校部活動の活性化 (3) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成 2 健やかな身体の育成 (1) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実 (2) 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実 (3) 系統的・総合的な性に関する指導の充実 (4) 専門機関との連携のもと、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実 3 食育の推進 (1) 学校教育活動全体を通じた食育の推進 (2) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成	(1) ・新体力テストの結果活用 ・「京の子ども元気なからだスタンダード」の活用 (2) ・『運動部活動指導ハンドブック』の活用 (1) ・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進 (2) ・「生命のがん教育授業」の活用 (1) (2) ・栄養教諭・栄養士による授業 ・中学校給食を活用した食育の充実	(2) 中学校部活動の活性化 『運動部活動指導ハンドブック』を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善 (1) ・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進 (2) ・「運動部活動指導ハンドブック」の活用 ・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進 ・ 中学校給食を活用した食育の充実 ・ 小中学校 9 年間を見通した食育の推進	○文言修正・追加 ○向日市部活動指導方針（H30.8 月）の策定に伴う文言修正・追加 ○中学校給食を開始し、小中学校ともに食育の推進を図る。	

平成 30 年度		平成 31 年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
■ 家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくり 保護者や地域社会との連携を促進し、家庭・地域社会と一体となった教育活動の充実を図り、特色ある学校づくりを推進する。 1 開かれた学校づくりの推進 (1) 家庭・地域社会への積極的な情報発信 (2) 家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくりの推進 (3) あいさつが交わされるまちづくりの推進 2 学校改善に生かす学校評価の充実 (1) 学校の自己評価、学校関係者評価の公表など学校情報の発信 (2) 学校目標達成のための P D C A サイクルの確立 ■ 教職員の資質能力の向上 京都府教育委員会「教師力向上のための指針」を踏まえ、教職員一人一人が、研修等により自己の資質能力の向上を図るとともに、培った実践力を教育活動に積極的に生かし、組織としての学校の教育力を高め、計画的・継続的な教育実践に取り組む。 1 教職員研修の充実 (1) 教職員のニーズ等を踏まえ、先進的な研究や実践から学ぶなど多様な研修機会の充実 (2) 各校及び保幼小や小小・小中連携による授業研究会等の研修の充実 (3) 教職員の人権感覚、指導力向上のための研修の充実 (4) 体罰の根絶に向けた教職員の意識改革と指導方法の改善 2 教職員評価の実施 (1) 教職員自らの資質の向上と学校の組織としての教育力の向上	(2) ・地域学校協働活動の活用 ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 (3) ・あいさつ運動の推進 (1) ・学校だよりやホームページを活用した積極的な情報発信 (1) (2) ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 ・全教職員対象の研修会の実施 (4) ・コンプライアンスハンドブックを活用した研修の充実	教師力向上のための指針 教員の資質能力向上プラン		○新しい指針の策定が進んでおり、その内容も含めた新プランを掲載する。

平成 30 年度		平成 31 年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
■ 安心・安全な教育環境の充実 児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組むとともに、あらゆる危機に対応する力をはぐくむ安全教育の充実を図る。 1 学校における安心・安全の確保 (1) 不登校の未然防止・早期発見・早期解消のための相談活動、体験活動、学習支援の充実 (2) 向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止・早期発見・早期対応と、いじめを許さない組織的な指導の徹底 (3) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実 (4) 自転車の安全な利用の促進など交通安全指導の徹底 (5) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底 (6) P T A、地域社会との連携、登下校など内外の安全確保の徹底	(1) ・教育相談事業等の効果的な活用 巡回・来所・電話相談 適応指導教室 スクールソーシャルワーカー 心の相談サポーター スクールカウンセラー まなび・生活アドバイザー 心の居場所サポーター (2) ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育 ・定期的なアンケート等によるきめ細かな実態把握 ・児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組の推進 (4) ・自転車運転免許教室の実施 (5) ・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善 ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施			

平成 31 年度

向日市の教育（指導の重点）

新旧対照表

向日市教育委員会

平成 3 1 年 度 社 会 教 育 指 導 の 重 点 （ 案 ）

平成 3 0 年度		平成 3 1 年度		改訂理由										
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項											
社会教育 指導の重点 社会教育においては、「ふるさと向日市創生計画」、「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ振興基本計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や自主的・自発的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。 さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。 <table><tr><td>生涯学習環境の充実</td><td>1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実</td></tr><tr><td>家庭・地域社会の教育力の向上</td><td>1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上</td></tr><tr><td>人権教育・啓発の推進</td><td>1 人権教育の推進</td></tr><tr><td>スポーツの振興</td><td>1 スポーツ活動の推進</td></tr><tr><td>歴史・文化資源の整備と活用</td><td>1 文化財の保護と活用</td></tr></table>		生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実	家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上	人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進	スポーツの振興	1 スポーツ活動の推進	歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用			
生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実													
家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上													
人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進													
スポーツの振興	1 スポーツ活動の推進													
歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用													

平成 3 0 年度		平成 3 1 年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
■生涯学習環境の充実 市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。 1 生涯学習の振興 (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援 (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成 (3) 社会教育関係団体との連携・協力 (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成 (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働 2 社会教育施設における学習機会の充実 (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発 (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進 (3) 施設の特色と本市の特性を活かした事業展開と学習相談体制の充実 〈公民館〉 ◇現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成	(1) ・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供 (3) ・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり			

平成 3 0 年度		平成 3 1 年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
〈図書館〉 ◇多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備とレファレンス機能の充実 〈文化資料館〉 ◇向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用 〈天文館〉 ◇プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実 ■家庭・地域社会の教育力の向上 家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努める。 また、学校・家庭・地域社会が様々な活動を通して地域の絆を強めるとともに、よりよい社会を創るという目標を共有した上で連携・協働し、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。 1 家庭の教育力の向上 (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実 (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題についての理解の促進 (3) 親の P T A 活動などへの積極的な参加と、P T A 活動の充実に向けた取組への支援 (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることがで		〈図書館〉 ◇多様な資料・情報要求に迅速に応えるための蔵書の整備・レファレンス機能の充実と読書推進のための各種事業の充実		各種読書推進事業を実施しているため追記

きる取組の充実				
平成30年度		平成31年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
2 地域社会の教育力の向上 (1) 「<u>地域で支える学校教育推進事業（地域学校協働活動）</u>」の拡充 (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実 (3) ジュニアリーダー養成講座等を開催し、ボランティアとして活動できる青少年の育成 (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進 (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実 ■人権教育・啓発の推進 市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努める。 1 人権教育の推進 (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実 (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進	(4) ・地域の青少年健全育成団体と連携し、「安全見守りパトロール」や「あいさつ運動」に加え、インターネット・SNSなどの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進 (1) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした法律を踏まえ、社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実 ・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進 ・障がいのある人について、正しい理解と認識を深める	2 地域社会の教育力の向上 (1) <u>地域学校協働活動の推進</u>		京都府にあわせて文言整理

	ための学習機会の充実			
平成３０年度		平成３１年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
■スポーツの振興 市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努める。 １ スポーツ活動の推進 (1) ライフステージ等に応じた多様なスポーツ活動の推進 (2) スポーツを楽しめる環境づくりの推進 (3) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実 ■歴史・文化資源の整備と活用 文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。 １ 文化財の保護と活用 (1) 長岡京跡や古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進	(1) ・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ実施率の向上を図る取組の充実 (2) ・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援や学校体育施設の利用を促進			

平成31年度



向日市の教育

新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進



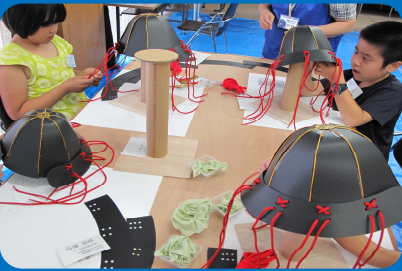
外国語活動



昔遊び
(地域学校協働活動)



教職員研修
(外国語活動)



夏休み子ども歴史教室
(兜づくり)



中学校給食(食育)



夏休み子ども体験教室
(日本電産見学)



プログラミング教育



ふわふわ!朝堂 in



職場体験活動

向日市教育委員会

平成31年度 指導の重点

新しい時代を拓く「自立・共生・人権尊重」の教育の推進

今日、本格的な少子・高齢化時代を迎え、地域活力の低下が危惧されている。また、グローバル化が急速に進展し、人や物、情報等が国境を越えて行き交う目まぐるしい変化、競争の社会の中で、21世紀の教育は大きな転換期にあり、さまざまな教育改革が進められている。

本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、時代の進展に対応した取組を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動を続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。

向日市の教育は、学校教育と社会教育が融合し、「自立」と「共生」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。

一人一人の自立

主体的に学び、考え、行動する力を培う

一人一人が、家庭や地域社会を支える一員であるという自覚を持って、主体的に学び、考え、行動できる力を培う。

共生する地域

日頃から顔の見える人間関係を育てる

家庭や地域社会の一員として人とのかかわり方を学び、他者を理解し、互いに認め合い、共に生きるという意識を高める。

人権が尊重される社会

人権という文化を生活の中に根付かせる

一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚と人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。

向日市の特色を生かした教育活動

- あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション（コミュニケーション能力の育成）
- 本が好きな子どもをはぐくむ読書活動（読書活動の充実）
- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習（地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実）
- 身近な環境から主体的に考える環境教育（環境教育の推進）
- 学校、家庭、地域社会がともに進める食育（食育の推進）

学校教育指導の重点

本市は、「ふるさと向日市創生計画」や「京都府の教育振興プラン」を踏まえ、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図る。

各小中学校は、京都府教育委員会「学校教育の重点」及び本市教育委員会の「指導の重点」を踏まえ、校長主導の学校体制の下、教育目標と学校経営方針を明確にして、学習指導要領の趣旨を踏まえた特色ある教育課程を編成する。また、保護者や地域住民の学校運営への参加を促進するなど地域の力を活用し、家庭・地域社会と一体となって信頼される特色ある学校づくりを推進する。

確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」の育成を基本とし、個性を伸ばし、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、21世紀の文化の担い手として、社会と地域の発展に貢献できる人間の育成を図る教育を推進する。

生きる力

確かな学力

基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

豊かな人間性

自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など

健康や体力

たくましく生きるための健康や体力

子どもの意欲を引き出し高めるためには、子どもが周囲から温かくも厳しい愛情や信頼などに「包み込まれているという感覚」が大切であり、すべての子どもがこうした感覚を実感できるように、あらゆる教育活動を推進する。

学力の向上と個性を伸ばす教育の推進	1 学習指導の充実 2 特別支援教育の充実 3 キャリア教育の充実 4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実 5 校種間連携の強化
豊かな人間性をはぐくむ心の教育の推進	1 道徳教育の充実 2 人権教育の推進 3 生徒指導の充実 4 芸術・文化活動の充実
健やかな身体の育成と体力の向上	1 体力・運動能力の向上 2 健やかな身体の育成 3 食育の推進
家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくり	1 開かれた学校づくりの推進 2 学校改善に生かす学校評価の充実
教職員の資質能力の向上	1 教職員研修の充実 2 教職員評価の実施
安心・安全な教育環境の充実	1 学校における安心・安全の確保

学力の向上と個性を伸ばす 教育の推進

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した「質の高い学力」を育成するため、指導方法・指導体制を工夫・改善し、個に応じた指導の充実に努める。

1 学習指導の充実

- (1) 新学習指導要領移行措置の確実な実施
- (2) 本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある研究の推進と積極的な成果の普及
- (3) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実
- (4) 「子どものための京都式少人数教育」を踏まえ、個に応じた指導の充実による基礎学力の定着
- (5) 基礎的・基本的な知識や技能を活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成
- (6) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立
- (7) 総合的な学習の時間等における「ふるさと学習」の充実
- (8) 学校図書館機能の充実と読書活動の充実
- (9) グローバル化に対応できる人材の育成
- (10) 市主催の事業や大会、各種の作品展などを学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進

特に配慮すべき事項

- (1) ・「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業づくりの推進
- (4) ・「中 1 振り返り集中学習」「中 2 学力アップ集中講座」「ジュニアわくわくスタディ」の活用
- ・音読や古典に関する学習活動を重視
- ・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実
- (7) ・『大発見向日市』『文化遺産DVD』の活用
- ・市内各施設・史跡等の活用
- ・地域人材の活用
- (8) ・学校図書館支援員の活用
- ・学校図書館ボランティア、公共図書館との連携
- (9) ・A L T（外国語指導助手）の積極的な活用
- ・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進

2 特別支援教育の充実

- (1) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内推進体制の充実
- (2) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の作成・活用
- (3) 特別支援教育について、家庭・地域社会への啓発

- (1) ・授業のユニバーサルデザイン化（※）
- ・教育相談員や支援員等の積極的・効果的な活用
- (2) ・コーディネーター連絡会議の充実
- ・関係機関等と支援に関する必要な情報の共有等

※ 授業のユニバーサルデザイン化…特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童等が「わかる・できる」授業づくり

3 キャリア教育の充実

- (1) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進
- (2) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実

- (1) ・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の時間

4 現代的課題に対する関心を高め、理解を深める教育の充実

- (1) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成
- (2) I C T機器を効果的に活用した分かりやすい授業と情報活用能力の育成
- (3) 持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実

- (1) ・新聞等の効果的な活用
- (2) ・デジタル教科書の効果的な活用
- ・情報モラル教育の充実
- (3) ・地域や関係機関との連携

5 校種間連携の強化

- (1) 小中や小小の連携強化による学習指導・生徒指導等の充実
- (2) 幼稚園・保育所等と小学校の連携
- (3) 各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携による進路指導の充実
- (2) ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実

豊かな人間性をはぐくむ 心の教育の推進

学習指導要領に規定された公共の精神、伝統や文化の尊重などを踏まえ、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動を充実させるとともに、家庭、地域社会と一体となって、人間として、また社会の一員として主体的に生きるための基本となる資質や能力である豊かな人間性や社会性の育成を図る。

1 道徳教育の充実

- (1) 道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実
- (2) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などを育む授業の充実
- (3) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実
- (4) 家庭、地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり
- 特に配慮すべき事項**
 - (1) ・道徳の教科化を踏まえた道徳教育の推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善
 - (2) ・『道徳教育の進め方 京都市ハンドブック』等の活用
 - ・小中学校道徳実践交流会の充実
 - (4) ・あいさつ運動の推進

2 人権教育の推進

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進
- (2) 同和問題を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実
- (3) 公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発
- (2) ・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導
- ・京都府人権関係資料等の積極的な活用
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現を目指した法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実

3 生徒指導の充実

- (1) 生徒指導や教育相談のコーディネーターの役割の明確化と組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実
- (2) 児童生徒の規範意識の醸成
- (3) 異年齢交流活動など「自己有用感」を育む取組の充実
- (2) ・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施

4 芸術・文化活動の充実

- (1) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実
- (2) 芸術・文化活動を全教育活動に関連付けて適切に実施
- (1)(2) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実
- ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用

健やかな身体の育成と 体力の向上

明るく生きがいのある生活を営むために、生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てるとともに、現代的な健康課題への理解を深め、健やかな身体の育成を図る。

1 体力・運動能力の向上

- (1) 「向日市スポーツ振興基本計画」を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて、体力づくりの取組の充実
- (2) 『運動部活動指導ハンドブック』を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善
- (3) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成

特に配慮すべき事項

- (1) ・新体力テストの結果活用
・『京の子ども元気なからだスタンダード』等を活用した授業や取組の推進
- (2) ・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進

2 健やかな身体の育成

- (1) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実
- (2) 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実
- (3) 系統的・総合的な性に関する指導の充実
- (4) 専門機関との連携のもと、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の充実

- (1) ・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進
- (2) ・「^{いのち}生命のがん教育授業」の活用

3 食育の推進

- (1) 学校教育活動全体を通じた食育の推進
- (2) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成

- (1)(2) ・栄養教諭・栄養士による授業の充実
・小中学校9年間を見通した食育の推進

家庭・地域社会との連携による 特色ある学校づくり

保護者や地域社会との連携を促進し、家庭・地域社会と一体となった教育活動の充実を図り、特色ある学校づくりを推進する。

1 開かれた学校づくりの推進

- (1) 家庭・地域社会への積極的な情報発信
- (2) 家庭・地域社会との連携による特色ある学校づくりの推進
- (3) あいさつが交わされるまちづくりの推進

特に配慮すべき事項

- (2) ・地域学校協働活動の活用
・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
- (3) ・あいさつ運動の推進

2 学校改善に生かす学校評価の充実

- (1) 学校の自己評価、学校関係者評価の公表など学校情報の発信
- (2) 学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立

- (1) ・学校だよりやホームページを活用した積極的な情報発信

教職員の資質能力の向上

京都府教育委員会「教員の資質能力向上プラン」を踏まえ、教職員一人一人が、研修等により自己の資質能力の向上を図るとともに、培った実践力を教育活動に積極的に生かし、組織としての学校の教育力を高め、計画的・継続的な教育実践に取り組む。

1 教職員研修の充実

- (1) 教職員のニーズ等を踏まえ、先進的な研究や実践から学ぶなど多様な研修機会の充実
- (2) 各校及び保幼小や小小・小中連携による授業研究会等の研修の充実
- (3) 教職員の人権感覚、指導力向上のための研修の充実
- (4) 体罰の根絶に向けた教職員の意識改革と指導方法の改善

特に配慮すべき事項

- (1)(3)
 - ・子ども未来づくり支援事業の効果的な活用
 - ・全教職員対象の研修会の実施
- (4) ・『コンプライアンスハンドブック』を活用した研修の充実

2 教職員評価の実施

- (1) 教職員自らの資質の向上と学校の組織としての教育力の向上

安心・安全な教育環境の充実

児童生徒が安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組むとともに、あらゆる危機に対応する力をはぐくむ安全教育の充実を図る。

1 学校における安心・安全の確保

- (1) 不登校の未然防止・早期発見・早期解消のための相談活動、体験活動、学習支援の充実
- (2) 向日市いじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止・早期発見・早期対応と、いじめを許さない組織的な指導の徹底
- (3) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実
- (4) 自転車の安全な利用の促進など交通安全指導の徹底
- (5) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底
- (6) P T A、地域社会との連携、登下校など学校内外の安全確保の徹底

特に配慮すべき事項

- (1) ・教育相談事業等の効果的な活用
巡回・来所・電話相談
適応指導教室
スクールソーシャルワーカー
心の相談サポーター
スクールカウンセラー
まなび・生活アドバイザー
心の居場所サポーター
- (2) ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育の充実
・定期的なアンケート等によるきめ細かな実態把握
・児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組の推進
- (4) ・自転車運転免許教室等の実施
- (5) ・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善
・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施

社会教育指導の重点

社会教育においては、「ふるさと向日市創生計画」、「京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ振興基本計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や自主的・自発的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努める。

さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。

生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実
家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上
人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進
スポーツの振興	1 スポーツ活動の推進
歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用

生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。

1 生涯学習の振興

- (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援
- (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成
- (3) 社会教育関係団体との連携・協力
- (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成
- (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働

特に配慮すべき事項

- (1) ・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供

2 社会教育施設における学習機会の充実

- (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発
- (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進

- (3) 施設の特徴と本市の特性を活かした事業展開と学習相談体制の充実

特に配慮すべき事項

- (3) ・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり

<公民館>

- ・現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成

<図書館>

- ・多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備・レファレンス機能の充実と読書推進のための各種事業の充実

<文化資料館>

- ・向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用

<天文館>

- ・プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実

家庭・地域社会の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努める。また、学校・家庭・地域社会が様々な活動を通して地域の絆を強めるとともに、よりよい社会を創るという目標を共有した上で連携・協働し、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。

1 家庭の教育力の向上

- (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題についての理解の促進
- (3) 親のPTA活動などへの積極的な参加と、PTA活動の充実に向けた取組への支援
- (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供
- (2) ・PTAと連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、インターネット・SNSなどの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻などの薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

2 地域社会の教育力の向上

- (1) 地域学校協働活動の推進
- (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実
- (3) ジュニアリーダー養成講座等を開催し、ボランティアとして活動できる青少年の育成
- (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進
- (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実

- (4) ・地域の青少年健全育成団体と連携し、「安全見守りパトロール」や「あいさつ運動」に加え、インターネット・SNSなどの正しい利活用、また、危険ドラッグや大麻などの薬物乱用など現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

人権教育・啓発の推進

市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進と、その啓発に努める。

1 人権教育の推進

- (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実
- (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進

特に配慮すべき事項

- (1) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした法律を踏まえ、社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実
・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進
・障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実

スポーツの振興

市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実に努める。

1 スポーツ活動の推進

- (1) ライフステージ等に応じた多様なスポーツ活動の推進
- (2) スポーツを楽しめる環境づくりの推進
- (3) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動を推進するとともに、スポーツ実施率の向上を図る取組の充実
- (2) ・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援や学校体育施設の利用を促進

歴史・文化資源の整備と活用

文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。

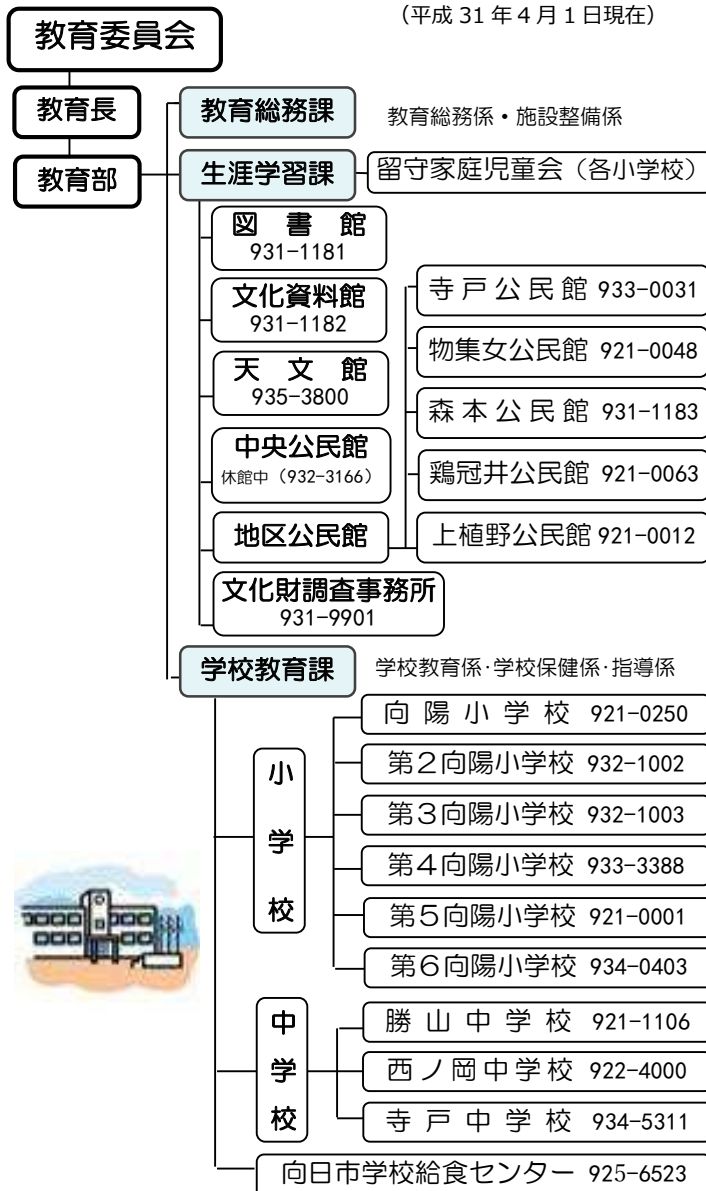
1 文化財の保護と活用

- (1) 長岡京跡や古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進

特に配慮すべき事項

向日市教育委員会組織図

(平成 31 年 4 月 1 日現在)



向日市教育委員会

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地
TEL (075) 931-1111 (代) FAX (075) 931-2555
URL <http://www.city.muko.kyoto.jp/>

図書館

向日市に住んでいる方、在学・在勤している方
ならどなたでも借りることができます。

URL <https://www.library.muko.kyoto.jp>

開館時間

・午前 10 時～午後 6 時
開館時間以外の返却は、
ブックポストをご利用ください。

休館日

・月曜日 (休日の場合は開館し、直後の平日を休館)
・資料整理日 (毎月 1 日/ただし、土・日・月の場合は次の火曜日)
・特別整理期間 (不定期)
・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)
・特別警報、暴風警報発令等の場合



文化資料館

古代の都・長岡京について常設展示し、また向日
市を中心に乙訓地域の古文書や民具などを収集・
整理して、大切な文化遺産を未来に伝える役割を
果たしています。

URL <http://city.muko.kyoto.jp/kurashi/bunka/>

開館時間

・午前 10 時～午後 6 時
(入館は午後 5 時 30 分まで)

休館日

・月曜日
(休日の場合は開館し、直後の平日を休館)
・資料整理日 (毎月 1 日/ただし、土・日・月の場合は次の火曜日)
・展示準備期間 (不定期)
・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)
・特別警報、暴風警報発令等の場合



入館料

無料

天文館

天文館には、定員 80 人のプラネタリウム室と口
径 40 cm の反射望遠鏡が設けられているドーム型
天体観測室とを備えています。

URL <http://city.muko.kyoto.jp/kurashi/tenmonkan/>

開館時間

・午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分 (入館は午後 5 時まで)

休館日

・毎週月・火曜日
・国民の祝日・休日、機械調整日
・年末年始 (12 月 27 日～1 月 4 日)
・特別警報、暴風警報発令等の場合



入館料

無料 (プラネタリウムは有料)

教育相談はこちらへ

児童生徒や保護者を対象に、不登校やいじめ等をはじめとした学校教育や子育てに関する
問題の解決を図るため、教育相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

●学校教育や子育てについて

スクールホットライン

・教育委員会学校教育課内
・月～金 8:30～17:15
・931-6060 (直通)

●小中学生自身の悩み 子育ての悩みについて

教育相談員

・教育委員会学校教育課内
・水・木 10:00～11:50 13:00～14:50
・931-1111 (内線 803)

スクールカウンセラー

・向陽小学校及び各中学校に配置
・お問い合わせは、在籍している小・中学校へ連
絡ください。

●不登校児童生徒のための 自立支援について

適応指導教室 (ひまわり広場)

・向日市天文館内に開設 (水～金 9:30～12:00)
・931-1111 (内線 803)

●子どもの発達や 障がいについて

通級指導教室

・各小学校、勝山中学校に設置
・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園、
小・中学校へ連絡ください。

●障がいのある児童生徒の 就学及び教育的支援について

教育支援委員会

・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園、
小・中学校へ連絡ください。





古都のむこう 魅力のふるさと

向日市の 史跡等

●竹の径 府選定文化的景観

向日市特産の「孟宗竹」を使った総延長が 1800m の竹垣の散策路です。日本ウォーキング協会「全国歩きたくなる道 500 選」などに選ばれています。



●寺戸大塚古墳 国指定史跡

古墳時代前期の全長約 98m の前方後円墳です。



●桓武天皇皇后陵

長岡京を築いた桓武天皇皇后のお墓として宮内庁管理の陵墓になっています。直径約 65 m、高さ約 7m の円形をしています。



●元稻荷古墳 国指定史跡

古墳時代前期の全長約 94m の前方後方墳です。



●須田家住宅 府指定文化財

西国街道と愛宕道、丹波道の分岐点にある明治 30 年代まで醤油製造業を営んでいた旧家です。



●石塔寺

鎌倉時代末期創建と伝えられています。毎年、5 月 3 日の花まつりには、府指定文化財の鶏冠井題目踊が奉納されます。



●西国街道

京都の「東寺口」を起点として「向日町」を経て「摂津」へと向かう古くからの街道です。



●向日神社 国重要文化財・国登録文化財

養老 2 年（西暦 718 年）創建の古社。本殿は、室町時代の三間社流造（さんげんしゃながれづくり）という建築様式です。



●中小路家住宅 国登録文化財

西国街道沿いに建つ旧家。幕末に聖護院門跡領の庄屋を務め、同じ頃に建てられた主屋のまわりに長屋門や蔵が連なります。



●物集女車塚古墳 国指定史跡

古墳時代後期の全長約 46m の前方後円墳で、毎年、整備した横穴式石室を公開しています。



●森本遺跡 市指定史跡

森本遺跡は、静岡県登呂遺跡と並ぶ代表的な弥生時代の水田跡として知られています。遺構からは全国的にもめずらしい人面付土器が出土し、府の文化財に指定されています。



●五塚原古墳 国指定史跡

古墳時代前期の全長約 92m の前方後円墳です。



●東院公園 市指定史跡

長岡宮の内裏と同じ規模をもつ建物群が発見された離宮跡。現在、市民プールを含む公園として整備されています。



●一文橋

西国街道沿いで、小畑川に架かる橋。通行人から一文ずつ徴収して橋の架け替えの費用に充てたという伝承からこの名前がついています。



●大極殿公園 国指定史跡

桓武天皇が政治を司ったところが大極殿（だいごくでん）です。昭和 39 年に国の史跡に指定されました。平成 22 年には、天皇皇后両陛下の行幸啓があり、文化資料館とともに立ち寄られました。毎年、11 月 11 日には長岡京遷都を記念して大極殿祭が行われます。



●朝堂院跡 国指定史跡

長岡宮の中央にあった朝堂院は、国の儀式を行う、今の国会議事堂のような政治の中心。西第四堂と南に続く楼閣跡は、案内所も付設した公園として整備しています。